

権利変換計画の軽微な変更の公告

都市再開発法第73条第1項第20号及び都市再開発法施行令第25条第3号に該当する権利変換計画の軽微な変更を行いましたので、都市再開発法第86条第1項の規定により、下記の通り権利変換計画の軽微な変更の公告をします。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称

帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業

2. 施行者の名称

個人施行者 アルファコート帯広西3・9地区開発株式会社
代表取締役 川村裕二

3. 事務所の所在地

北海道札幌市中央区南一条西七丁目1番地3

4. 権利変換計画に係る軽微な変更の内容

Bブロック(分譲マンション棟)の施設建築敷地及び施設建築物の共有持分及び明細、並びにそれらの管理処分の方法の変更

5. 権利変換計画の軽微な変更をした年月日

平成30年5月25日

平成 30 年 5 月 25 日

北海道札幌市中央区南一条西七丁目1番地3

個人施行者 アルファコート帯広西3・9地区開発株式会社

代表取締役 川村裕二

